



# 嬉野市産婦健康診査受診について



産後のお母さんの心と体の健康のために、お母さんと赤ちゃんの産後 2 週間と 1 か月後の健診を受けましょう。  
心配なこと、悩んでいること（授乳や育児のことなど）をゆっくり医療機関で相談しましょう。

医療機関名	住所	電話番号
医療法人實生会 池田産婦人科	佐賀市諸富町大字諸富津 431 番地 4	0952-47-3541
(医療法人輔仁会)内野産婦人科	佐賀市水ヶ江 2 丁目 4 番 2 号	0952-23-2360
(医療法人)おおくま産婦人科	佐賀市高木瀬西 2 丁目 10 番 5 号	0952-31-6117
(医療法人博優会)庄野真由美レディースクリニック	佐賀市兵庫北 2 丁目 30 番 26 号	0952-20-5550
(医療法人 days) すこやか女性クリニック	佐賀市白山 2 丁目 7 番 1 号エスプラッツ 2F	0952-20-1671
佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島 5 丁目 1 番 1 号	0952-31-6511
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地	0952-24-2171
独立行政法人国立病院機構佐賀病院	佐賀市日の出 1 丁目 20 番 1 号	0952-30-7141
(医療法人 Ohana) 久保田レディースクリニック産婦人科・麻酔科	唐津市大石町 2444 番地 1	0955-73-3445
医療法人夏秋レディースクリニック	唐津市南城内 2 番 8 号	0955-75-0840
医療法人虹心会 たなべクリニック産科婦人科	唐津市坊主町 550 番地 1	0955-74-4171
唐津赤十字病院	唐津市和多田 2430 番地	0955-72-5111
医療法人 白水レディースクリニック	鳥栖市本通町 2 丁目 882 番地 7	0942-83-8383
医療法人希望会 レディースクリニック山田産婦人科	鳥栖市蔵上 2 丁目 186 番地	0942-84-4656
大隈レディースクリニック	杵島郡江北町大字山口 1367 番地 1	0952-86-2567
かたふち産婦人科	杵島郡白石町大字廿治 1065 番地 12	0952-84-6133
医療法人慈慶会 八木産婦人科	武雄市北方町大字大崎 1121 番地	0954-36-3600
清水医院	武雄市武雄町大字富岡 7454 番地 1	0954-22-3888
稗田産婦人科クリニック	鹿島市大字高津原 4045 番地 2	0954-63-3309
独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲 4760 番地 1	0954-43-1120
医療法人 内山産婦人科医院	伊万里市東山代町長浜 1250 番地	0955-23-3241
(医療法人)産婦人科南ヶ丘クリニック	伊万里市立花町 2294 番地 3	0955-22-1135

## ① 産婦健康診査の受け方

- 嬉野市では、産婦健康診査費用(上限 5,000 円で 2 回まで)を公費負担します。この受診票は交付を受けた方とお子さんのみ有効です。**金券と同じものですので大切に保管ください。**(有効期間は出産の日から **6 週間以内**です。期間内で受診が難しい場合は、医療機関から嬉野市へご連絡ください。)
- この受診票は嬉野市が委託した上記の医療機関でのみ使用できます。  
里帰り等で上記以外の医療機関で受診する場合は、裏面②の説明をご覧ください。
- 受診の際は、受診票に住所・氏名・質問票等を記入して、母子健康手帳とともに医療機関窓口へ提出してください。
- 受診票に記載された内容以外の検査等は料金がかかります。受診の際はマイナ保険証もご持参ください。
- 受診日に嬉野市に住民登録がなければ使用できません。



## ② 里帰り出産等で、委託医療機関以外で受診する場合

事前に、受診する医療機関に産婦健康診査ができるか、この受診票を見せてご確認ください。

(この受診票の有効期間は出産の日から6週間以内です。出産の日から6週間以内の受診が難しい場合は、医療機関から嬉野市へご連絡ください。)

この受診票の内容で健診が可能であれば、受診票を提出し、一旦健診費用を全額お支払いいただき、以下の償還払いの手続きをお願いします。

1. 医療機関窓口で受診票を提出し、全額を支払い、領収書・診療明細書を保管。
2. 以下の必要書類をそろえて、嬉野市健康づくり課の窓口申請

○必要書類

領収書・診療明細書、母子健康手帳、印鑑、健診受診者本人名義の通帳

○申請期間

新生児聴覚検査も提出される場合は、その検査から1年以内

(産婦健康診査と新生児聴覚検査の償還払いの申請書が同一のため)

○申請方法(2回受診が済んでから)

窓口にて申請書等を記入し、必要書類をそろえて提出。

※申請書等は嬉野市のホームページからもダウンロードできます。

※代理人申請をする場合は、手続きについて事前にお問い合わせください。

※日本国内での受診に限ります。

☆ 振り込みには1~2か月かかります。自己負担額の全額をお支払いできるとは限りませんのでご了承ください。

### ☆ 委託外の医療機関さまへ

健診後の受診票は、結果を記入し早急に嬉野市健康づくり課へ送付をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください。

## ③ 委託医療機関さまへのお願い

産婦健康診査の結果、産後ケア等の必要性がある場合は、毎月の請求書の送付を待たずに、早急に嬉野市健康づくり課へ電話連絡をお願いします。その後、受診票をFAX(個人情報を隠して)で送信してください。

## ④ 流産・死産された方へ

産婦健康診査票の差し替えが必要ですので、健康づくり課へお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

〒849-1492 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

嬉野市役所 健康づくり課 母子保健担当 Tel:0954-66-9120

Fax:0954-66-9140

\*R8年10月から電話番号が変わります。